

国立大学法人高知大学特任職員給与規則

平成20年6月2日
規則第15号

最終改正 令和7年3月25日規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学特任職員就業規則（以下「特任職員就業規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人高知大学の特任職員の給与に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 特任職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 特任職員就業規則第5条に規定する常勤特任職員（以下「常勤特任職員」という。）の給与は、本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本給は、特任職員就業規則第3条に規定する職名に応じて別表1-1から別表1-12までに定めるところによる。
- (2) 諸手当は、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、診療貢献手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。ただし、特任部長及び特任課長の諸手当は、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。
- (3) 常勤特任職員の給与は、前2号に定めるもののほか、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）（第1条、第4条、第12条から第24条まで、第26条から第27条の2まで、第30条、第32条、第37条から第44条まで、第48条第4項及び第49条第4項は除く。）の規定を準用する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、特任部長及び特任課長の給与については、第1号及び第2号に定めるもののほか、職員給与規則（第1条、第4条、第12条から第27条の2まで、第30条、第31条の2から第36条まで、第38条から第44条まで、第48条第4項及び第49条第4項は除く。）の規定を準用する。この場合において、職員給与規則第37条第1項中「第23条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職

員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当（特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。）」と、同条第2項及び第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、同条第2項中「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当（特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。）」と読み替えるものとする。

2 常勤特任職員として雇用する者のうち、学長が特に必要と認めた場合は、前項の定めによらず職員給与規則及び国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則の定めにしたがって給与を支給することができる。その場合、特任研究員は助教、特任専門員は課長補佐に係る規定を準用する。

3 特任職員就業規則第5条に規定する非常勤特任職員（以下「非常勤特任職員」という。）の給与は、時間給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

(1) 時間給は、当該職員を常勤特任職員として雇用した場合に受けることとなる本給を基礎として算出した別表1-1から別表1-10までに定める額の範囲内の額とする。

(2) 諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当のうち放射線取扱手当、夜間看護等手当、オンコール手当、受託事業実施手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当及び医学生共用試験手当、診療貢献手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当並びに宿日直手当とする。ただし、特任部長及び特任課長の諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当のうち新型コロナワクチン接種業務従事手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(3) 非常勤特任職員の給与は、前2号に定めるもののほか、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（以下「非常勤職員給与規則」という。）（第1条、第3条、第9条、第10条、第13条の2から第14条まで及び第20条から第21条の4までは除く。）の規定を準用する。

(4) 前号の規定にかかわらず、特任部長及び特任課長の給与については、第1号及び第2号に定めるもののほか、非常勤職員給与規則（第1条、第3条、第9条、第10条、第12条から第15条の14まで及び第16条から第21条の4までは除く。）及び職員給与規則第37条の規定を準用する。この場合において、職員給与規則第37条第1項中「第23条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当（特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。）」と、同条第2項及び第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、同条第2項中「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当（特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。）」と読み替えるものとする。

(5) 第3号の規定にかかわらず、高度専門職手当については、職員給与規則第31条の7の規定を準用する。この場合において、同条中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」と読み替えるものとする。

4 本給の決定について第1項及び第3項によりがたい場合は、該当本給表の1号数の本給（非常勤特任職員については時間給）に12を乗じたものを17.5で除した額の範囲内で決定することができる。

（その他）

第4条 この規則によりがたい場合は、その都度学長が定める。

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則（平成21年3月11日規則第117号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第122号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日規則第33号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 26 日規則第 59 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 8 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、手術実施手当及び手術部看護手当については平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（常勤特任職員の本給月額等の減額支給等）

第 2 条 この規則の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、常勤特任職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 特任職員給与規則第 3 条第 1 号に掲げる本給表の適用を受ける常勤特任職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

職名	割合
特任教授	100 分の 9.77
特任准教授	100 分の 7.77
特任講師	100 分の 7.77
特任助教、特任研究員	100 分の 4.77
特任専門員	100 分の 7.77
特任専門職員	100 分の 7.77
特任医療技術職員	100 分の 7.77
特任看護職員	100 分の 7.77

2 特例期間においては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年規則第 9 号）附則第 2 条第 2 項の規定は、非常勤特任職員には適用しないものとする。

（診療従事調整手当）

第 3 条 特例期間においては、常勤特任職員に次の各号に掲げる給与を支給する時に、それぞれ各号に定める額を診療従事調整手当として支給する。

(1) 本給月額 当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額。ただし、特任職員給与規則

第3条第2項を適用する常勤特任職員においては、改正職員給与規則附則第4条第1項を適用するものとする。

職名	割合
特任教授（医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。）	100分の9.77
特任准教授（医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。）	100分の7.77
特任講師（医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。）	100分の7.77
特任助教（医学部附属病院及び医療学系医学教育部門（家庭医療学講座）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。）	100分の4.77
特任医療技術職員（医学部附属病院に所属し、かつ、医療に従事する職員に限る。）	100分の7.77
特任看護職員（医学部附属病院に所属し、かつ、医療に従事する職員に限る。）	100分の7.77

- (2) 超過勤務手当 職員給与規則第33条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
 - (3) 休日給 職員給与規則第34条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
 - (4) 夜勤手当 職員給与規則第35条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
- 2 職員給与規則第47条の規定を適用する場合は、改正職員給与規則附則第2条第2項は適用しない。
 - 3 特例期間においては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第9号）附則第3条の規定は、非常勤特任職員には適用しないものとする。

附 則（平成25年7月25日規則第31号）

（施行日）

第1条 この規則は、平成25年7月25日から施行する。

（特例調整手当）

第2条 平成25年度に限り、特例措置として、平成25年7月1日に在職する特任職員のうち平成24年規則第8号第2条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、

平成 25 年 8 月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

- (1) 平成 24 年規則第 8 号第 3 条に定める診療従事調整手当を受けている職員
 - (2) 休職者（国立大学法人高知大学職員就業規則第 13 条の規定により休職にされている職員をいう。ただし、国立大学法人高知大学職員給与規則第 45 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けている休職者を除く。）
 - (3) 停職者（国立大学法人高知大学職員就業規則第 65 条第 3 号の規定により停職にされている職員をいう。）
 - (4) 育児休業職員（国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第 3 条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）
 - (5) 介護休業職員（国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則第 4 条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）
- 2 特例調整手当の額は、次に掲げる平成 24 年規則第 8 号第 2 条第 1 項第 1 号に定める当該職員に適用される支給減額率の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
- (1) 100 分の 4.77 である職員 30,000 円
 - (2) 100 分の 7.77 である職員 20,000 円
 - (3) 100 分の 9.77 である職員 15,000 円

附 則（平成 26 年 9 月 24 日規則第 30 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、施行日の前日から契約期間が引き続いている特任職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、その契約期間内に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項第 2 号に規定する特定医療費認定審査手当については、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日規則第 136 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 50 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 39 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規則第 88 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 21 号）

この規則は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 22 号）（改正 令和 5 年 6 月 29 日規則第 20 号）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」とい

う。) から適用する。

2 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当は、適用日から令和5年5月7日まで
の間の国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則第24条の11に規定する作業に従事した
日について支給するものとする。

附 則（令和3年3月19日規則第57号）

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第62号）

この規則は、令和3年3月19日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則（令和3年9月21日規則第29号）

この規則は、令和3年9月21日から施行し、令和3年3月22日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第83号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第95号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月13日規則第19号）

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月31日規則第73号）

この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和5年1月31日に在職する特任職員に
対し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日規則第116号）

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

この規則は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する特任職員に対
し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月30日規則第48号）

この規則は、令和6年1月30日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第81号）

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第79号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 27 日規則第 39 号）

この規則は、令和 6 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 13 日規則第 46 号）

この規則は、令和 6 年 12 月 13 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日に在職する特任職員
に対し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 94 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 96 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 105 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1-1

特任教授本給表（特任職員就業規則第2条第3号に規定する特任シニアプロフェッサーを除く。）

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学4卒以後）
1	686,000	3,957	16年以下
2	710,000	4,096	17～18年
3	733,000	4,228	19～20年
4	754,000	4,350	21～22年
5	773,000	4,459	23～24年
6	787,000	4,540	25～26年
7	797,000	4,598	27～28年
8	805,000	4,644	29～30年
9	810,000	4,673	31年以上
10	869,000	5,013	学長が認めた場合
11	976,000	5,630	学長が認めた場合
12	1,052,000	6,069	学長が認めた場合
13	1,130,000	6,519	学長が認めた場合
14	1,334,000	7,696	学長が認めた場合

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、1号数から9号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、10号数から14号数までの範囲内で決定することができる。

別表1-2

特任准教授本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学4卒以後）
1	575,000	3,317	9年以下
2	580,000	3,346	10～11年
3	590,000	3,403	12～13年
4	602,000	3,473	14～15年
5	617,000	3,559	16～17年
6	630,000	3,634	18～19年
7	641,000	3,698	20～21年
8	652,000	3,761	22～23年
9	662,000	3,819	24～25年
10	672,000	3,876	26～27年
11	676,000	3,900	28～29年
12	678,000	3,911	30年以上

備考 本給又は時間給は、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表1-3

特任講師本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (大学4卒以後)
1	499,000	2,878	6年以下
2	508,000	2,930	7～8年
3	525,000	3,028	9～10年
4	543,000	3,132	11～12年
5	557,000	3,213	13～14年
6	574,000	3,311	15～16年
7	588,000	3,392	17～18年
8	599,000	3,455	19～20年
9	609,000	3,513	21～22年
10	617,000	3,559	23～24年
11	621,000	3,582	25～26年
12	625,000	3,605	27～28年
13	630,000	3,634	29年以上

備考 本給又は時間給は、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表1-4

特任助教、特任研究員本給表

号数	特任助教、特任研究員 (助教相当)		特任研究員 (助手相当)		経験年数 (大学4卒以後)
	本給 (円)	時間給 (円)	本給 (円)	時間給 (円)	
1	418,000	2,411	383,000	2,209	1年以下
2	441,000	2,544	401,000	2,313	2～3年
3	463,000	2,671	414,000	2,388	4～5年
4	487,000	2,809	426,000	2,457	6～7年
5	497,000	2,867	432,000	2,492	8～9年
6	505,000	2,913	439,000	2,532	10～12年
7	512,000	2,953	446,000	2,573	13～15年
8	522,000	3,011	453,000	2,613	16～18年
9	532,000	3,069	460,000	2,653	19～21年
10	539,000	3,109	—	—	22～24年
11	548,000	3,161	—	—	25～27年
12	553,000	3,190	—	—	28～30年
13	558,000	3,219	—	—	31年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、次の各号の範囲内で決定する。

- (1) 特任研究員 1号数から9号数まで
- (2) 特任助教 1号数から13号数まで

別表 1 - 5

特任部長本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (高校卒以後)
1	684,000	3,946	27年以下
2	698,000	4,026	28～30年
3	718,000	4,142	31～33年
4	732,000	4,223	34～36年
5	740,000	4,269	37～39年
6	745,000	4,298	40年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

また、本給又は時間給に国立大学法人高知大学職員給与規則第 23 条に規定する管理職手当相当額を含む。

別表 1 - 6

特任課長本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年 (高校卒以後)
1	581,000	3,351	20年以下
2	590,000	3,403	21～23年
3	619,000	3,571	24～26年
4	644,000	3,715	27～29年
5	656,000	3,784	30～32年
6	662,000	3,819	33～35年
7	666,000	3,842	36～38年
8	669,000	3,859	39年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

また、本給又は時間給に国立大学法人高知大学職員給与規則第 23 条に規定する管理職手当相当額を含む。

別表1－7

特任専門員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (高校卒以後)
1	436,000	2,515	16年以下
2	453,000	2,613	17～19年
3	481,000	2,775	20～22年
4	509,000	2,936	23～25年
5	533,000	3,075	26～28年
6	545,000	3,144	29～31年
7	554,000	3,196	32～34年
8	562,000	3,242	35～37年
9	564,000	3,253	38年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表1－8

特任専門職員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (高校卒以後)
1	389,000	2,244	12年以下
2	406,000	2,342	13～15年
3	427,000	2,463	16～18年
4	448,000	2,584	19～21年
5	471,000	2,717	22～24年
6	489,000	2,821	25～27年
7	499,000	2,878	28～30年
8	505,000	2,913	31～33年
9	511,000	2,948	34～36年
10	515,000	2,971	37年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表 1 - 9

特任医療技術職員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (大学 4 卒以後)
1	339,000	1,955	1 年未満
2	360,000	2,076	1～3 年
3	377,000	2,175	4～6 年
4	392,000	2,261	7～9 年
5	405,000	2,336	10～12 年
6	436,000	2,515	13～15 年
7	470,000	2,711	16～18 年
8	497,000	2,867	19～21 年
9	508,000	2,930	22～24 年
10	555,000	3,201	25～27 年
11	591,000	3,409	28～30 年
12	597,000	3,444	31～33 年
13	598,000	3,450	34 年以上
14	620,000	3,576	学長が認めた場合
15	643,000	3,709	学長が認めた場合
16	670,000	3,865	学長が認めた場合
17	697,000	4,021	学長が認めた場合
18	724,000	4,176	学長が認めた場合

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、1 号数から 13 号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、14 号数から 18 号数までの範囲内で決定することができる。

別表 1-10

特任看護職員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (大学 4 卒以後)
1	363,000	2,094	1 年未満
2	387,000	2,232	1～3 年
3	414,000	2,388	4～6 年
4	423,000	2,440	7～9 年
5	437,000	2,521	10～12 年
6	474,000	2,734	13～15 年
7	502,000	2,896	16～18 年
8	522,000	3,011	19～21 年
9	556,000	3,207	22～24 年
10	604,000	3,484	25～27 年
11	626,000	3,611	28～30 年
12	636,000	3,669	31～33 年
13	644,000	3,715	34 年以上
14	668,000	3,853	学長が認めた場合
15	693,000	3,998	学長が認めた場合
16	723,000	4,171	学長が認めた場合
17	753,000	4,344	学長が認めた場合
18	783,000	4,517	学長が認めた場合

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、1 号数から 13 号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、14 号数から 18 号数までの範囲内で決定することができる。

別表 1-11

特任教授本給表 (特任職員就業規則第 2 条第 3 号に規定する特任シニアプロフェッサーに限る。)

号数	本給 (円)	授業時間数等
1	125,000	1) 150～239 時間。別途学位論文の指導を担当 2) 300～389 時間
2	162,500	1) 240～329 時間。別途学位論文の指導を担当 2) 390～479 時間
3	200,000	1) 330 時間以上。別途学位論文の指導を担当 2) 480 時間以上

備考 1 の年度に担当する授業時間数及び学位論文の指導担当の有無に応じて、1 号数から 3 号数までの範囲内で決定する。

契約期間中に授業時間数等の増減が生じる場合は、雇用契約を変更する。

別表 1 - 12

特任研究員（日本学術振興会特別研究員－P D）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－R P D）及び特任研究員（日本学術振興会特別研究員－C P D）本給表

職名	本給（円）
特任研究員（日本学術振興会特別研究員－P D）	3 6 2, 0 0 0
特任研究員（日本学術振興会特別研究員－R P D）	3 6 2, 0 0 0
特任研究員（日本学術振興会特別研究員－C P D）	4 4 6, 0 0 0